

平成30年度第5回久留米市情報公開・個人情報保護審議会（定例会）会議概要

日 時：平成31年1月18日（金） 午前10時00分～午前11時40分

場 所：市役所3階 305会議室

出席者：武藤会長、西村委員、穴見委員、西田委員、小路口委員、相澤委員、吉岡委員 以上7名（欠席：日野委員、松尾委員）

議事の概要

1 前回会議の概要報告

（事務局）配布した前回会議の概要報告に一点、誤りがあるため訂正したい。「午後3時00分～午前3時30分」とあるのを「午後3時00分～午後3時30分」に訂正の上、ご確認いただきたい。

—了承—

* その他、意見や異論等は無く、この件に関しては承認される。

2 諮問案件の審議

【諮問案件1】

久留米市が農林業センサスの調査を実施するに当たり、農地台帳に登載されている農地情報等を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【農業委員会事務局】

【諮問案件2】

久留米市が農林業センサスの調査を実施するに当たり、農業経営改善計画、青年等就農計画、営農計画書、人・農地プラン及び森林経営計画に記載されている農業経営体の経営態様等に関する情報を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第9条第3項）及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第9条第4項）について

【農政部農政課】

【農政部生産流通課】

【農政部みどりの里づくり推進課】

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：農業委員会事務局（下川課長補佐）、農政課（田川課長補佐）、生産流通課（角課長、廣松）、みどりの里づくり推進課（野村課長補佐、高井良）、総務部総務課（中島課長補佐、田中主査）

—資料をもとに農業委員会事務局から説明—

(会長) 今回の目的外利用について、個人情報保護条例第9条第3項第4号に該当するものであるか、また、第9条第4項の本人への通知を省略できるかということについて当委員会に意見を求められており、これから検討し答申を行わなければならないということである。

(A委員) 5年前にも調査を実施されたということだが。

(実施機関) 5年前については、福岡県から各市町村に対し調査への協力依頼があり、その協力依頼に基づいて情報を利用させていただいた。今回は情報の利用について整理をしたいと考え、諮問を行った。

(B委員) 情報を利用して資料の13ページにあるような内容が適正であるかを確認するということか。

(実施機関) そうである。当調査は記入漏れが多い調査であるので、情報を確認しながら補筆等を行うものである。

(B委員) 実際に資料13ページにあるようなものが全ての農業経営者に配布されるのか。

(実施機関) 対象は一定規模以上の農家であり、5年前は名簿を1万1000件程度、調査票を3300件程度に配布している。

(B委員) 配布されたものに記載された記載内容が合っているかというのを確認するために利用するということか。

(実施機関) そうである。

(C委員) 市が調査員を選んで、調査員が調査を行うのか。

(実施機関) そうである。客体候補名簿の農家に聞き取りに行き、一定規模かどうかの判断をして、対象の農家に調査票を配布する。

(D委員) 目的外利用をして記載内容をチェックした結果、誤りがあった場合、対象者に問い合わせると思うが、誤りがあることをどのように確認したのかについて、対象者にはどう説明するのか。

(実施機関) 農家が記入したことを尊重するのであるが、一部記入漏れがあれば情報と照らし合わせて埋められる部分は埋める。記入された部分についてはそのとおりとして扱う。今回利用する個人情報以外にも未記入部分があるので、それについては農家に確認をする必要がある。

(D委員) 農家からなぜ市が情報を知っているのかと問われた場合にどういう言い方をするのか。根拠として審議会でも認められたから情報を利用していると答えるのか。

(実施機関) 調査票には前回調査時に回答いただいた内容の欄もあるため、前回との比較も含め尋ねることを考えている。

(D委員) 資料6ページに「審査の際に補正を行う必要がある」とあるが、再聞き取りはせずに、市の方で補正するということなのか。

(実施機関) 単位誤りなど明らかな誤りは対象者に確認することもあるが、市で訂正することもある。

(C委員) 事情の変化により、行政が保有する情報と、調査時点での情報が異なることもあると思

うが、その場合は、対象者に聞かなければ分からないと考えるが。

(実施機関) 農林業センサスの調査は2段階構成になっており、まず久留米市に農家がどれくらいあるかを把握する。次に、農家の中で一定規模以上の経営を行っているかどうかを聞き取って、調査の対象となる農家には調査票をお渡しする。

(D委員) データは、調査前と調査後のどちらにおいても活用するのか。

(実施機関) 両方において活用する。

(D委員) 調査員は調査前に対象者の名簿を持っているということか。

(実施機関) そうである。

(E委員) 調査にはどのような立場の方が行かれるのか。

(実施機関) 5年前の調査では、農事組合に依頼して調査いただいた。今回は、一般調査員に依頼したいと考えている。一般調査員で不足があれば、農業に精通した方を中心にお願いしたいと思っている。

(D委員) 調査員は市の職員か。

(実施機関) 調査員は一般の方である。

(D委員) 個人情報の管理はしっかりしていただく必要がある。守秘義務についてはどのように担保するのか。

(実施機関) 調査員は特別地方公務員であり、守秘義務が課せられる。

(C委員) かなり詳細な調査であるが、トラブルは起きていないのか。

(実施機関) トラブルが無いというわけではないが、調査票は密封した形で対象者から調査員へ渡してもらおう。また、オンラインによる回答も可能である。

(C委員) 調査員が聞き取りを行って調査票に記入するのではないのか。

(実施機関) 最初に訪問した際に、調査員が候補名簿へ記入を行う。調査票は、対象者が記入後密封した専用の封筒で提出することが可能である。

(E委員) 前回の調査で問題となったことはあるか。

(実施機関) 前回の調査においては未記入箇所が非常に多く、審査の作業が大変だったため、今回未記入箇所等の補正に当たって情報を活用したいと考えている。

(E委員) 調査員は、対象者に調査のことをどの程度説明するのか。正確な情報を把握したいのであるが、個人情報でもあるので、調査員が伝えたことを対象者がどれくらい守ってくれるかということがある。

(実施機関) 市の調査員になっていただく方は過去に調査員を経験した方が多いが、これまで個人情報が漏れたというトラブルは発生していない。また、調査員とは別に指導員がおり、前は農協の職員にお願いしたが、よりチェック機能を働かせるため、今回は市の職員にしようと考えている。

(E委員) 調査員の中には、対象者に対して「分かる範囲で書いてもらっておいたらいいですよ。」と言ってしまふ人がいると思う。そのため記入漏れが発生することもある。また、耕作を他人に任せている人もいる。きちんとした調査をするためには、調査する側、調査される側のお互いが

調査に対する理解を深める必要がある。それにより記入漏れが少なくなるのではないか。
(実施機関) 調査実施前には、その点も含め、調査員を対象に説明会を実施する予定である。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 3】

営農管理システムの再調達に伴い、事業者に対し耕作者等の情報を提供し、及び国に対し当該情報の内容をメールで報告するに当たり、オンライン結合等を行うことについて、公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【農政部生産流通課】

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：生産流通課（角課長、廣松）

—資料をもとに市民課から説明—

(会長) オンライン結合等について、個人情報保護条例第10条第1項第2号に該当するものであるかということについて当委員会に諮問されている。オンライン結合等を安易に行うと個人情報が広範囲に拡散してしまうおそれがあるためである

(B委員) LGWAN 回線で暗号化した通信路の中を暗号化したデータで、メールによって受渡しを行うため安全性が確保されているということか。

(実施機関) 国へのメールでの報告についてはそのとおり。営農システムについては専用回線を用いて行う。

(B委員) 万が一、誤って LGWAN 回線を使用せずにメールを送付したとしても、データを暗号化しているから大丈夫ということか。

(実施機関) そのとおり。

(E委員) 実施時期は来月からということだが、いつまでか。

(実施機関) 営農管理システムについては、国の経営安定対策事業が行われている間は利用することになる。事業が廃止されない限りは続けていきたいと考えている。

(E委員) LGWAN のセキュリティの精度は高いのか。

(実施機関) 詳細を把握しているわけではないが、情報漏洩のリスクはかなり低いと認識している。

(事務局) LGWAN の LG というのは、Local Government の略であり、自治体間の情報のやりとりのために特別に作られたものである。インターネットとは別個の、行政のやり取りのために構築されたもので、情報は閉ざされた中でのやりとりになる。さらに、一定のセキュリティを設けた上での実施であるため、通常のインターネットとは比較にならないほどのセキュリティが確保されていると考える。

(D委員) オンライン結合等の対象者が8,000人ということか。

(実施機関) 農地が約81,000件であるが、付随する対象農家約8,000人の情報をオンラ

イン結合により業者に提供する。対象は転換作物を生産する農家である。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

【諮問案件 4】

2020年1月からコンビニエンスストアにおける証明書交付業務を開始するに当たり、住民基本台帳システム及び印鑑登録システムによって管理しているデータを市外にある受託者のデータセンターを経由し、証明書交付センターにオンライン結合等により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民課】

個人住民税システムによって作成した証明書の画像データを受託者のデータセンターを経由し、証明書交付センターにオンライン結合等により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部税収納推進課】

戸籍システムによって作成した証明書の画像データを証明書交付センターにオンライン結合等により提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第10条第1項第2号）について

【市民文化部市民課】

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

実施機関：市民課（弥永課長、平林）、税収納推進課（城戸課長、森）

—資料をもとに市民課から説明—

（D委員）市民カードを使用してコンビニで証明書が取得できるのか。

（実施機関）市民カードではできない。マイナンバーカードでないといけない。マイナンバーカードのICチップの中に格納されているデータによって個人を識別する。

（E委員）市民からすれば便利になるが、一方で問題点はないのか。

（実施機関）他の自治体で先行して実施しているが、情報が漏洩した等の問題が発生したという話は聞いていない。問題があるとすれば、マイナンバーカードを持っていない方にはマイナンバーカードを作っていただく必要があることである。

（E委員）全国どこのコンビニでも証明書が取得できるのか。

（実施機関）ほとんどのコンビニでキオスク端末を設置しているので、基本的にはどこでも取得できる。

（E委員）対象のコンビニはすべての都道府県にあると思ってよいか。

（実施機関）対象のコンビニがまったくない県があるかは把握していないが、久留米市内では、取得できるコンビニは100店舗ある。

（B委員）資料49ページに、戸籍システムについては、クラウド型コンビニシステムを経由せず

にコンビニ交付ができる仕組みを別途構築するとの説明があるが、今回は対象外ということか。
(実施機関) 52ページを参照いただきたい。住記・印鑑システムについては、受託者のデータセンターを経由するが、戸籍システムについては受託者のデータセンターを経由せずに証明書交付センターに送付するということだ。

(B委員) ファイアウォールはどこに置こうとしているのか。

(実施機関) 資料52ページの図で説明すると、久留米市とある枠と、枠の外との境目にファイアウォールを置く。

(B委員) LGWAN回線を用いたうえで、ファイアウォールも設置するということか。

(実施機関) そうである。

(F委員) 先行して実施している自治体も同じような仕組みを用いているのか。

(実施機関) 戸籍システムだけはクラウド型を用いることができないため、直接証明書交付センターにデータを送付する形であるが、その他のシステムについては、久留米市と同じようにクラウド型か、直接証明書交付センターに接続する形となる。

(D委員) 52ページに「住記・印鑑システム」とあるが、「住基」ではないのか。

(実施機関) システムは、住民「記録」システムというため、システムの名称は「住記」システムである。

(D委員) コンビニ交付の利用は全国一斉に開始されるのか。

(実施機関) 久留米市は利用開始が遅れている方である。

(D委員) 他の自治体において事故は起こっていないのか。

(実施機関) 起こっていない。昨年12月の時点でコンビニ交付を行っている団体は全国で557あり、対象人口は9000万人を超えている。

(E委員) 久留米市が遅れた理由はあるのか。

(実施機関) システム更新の時期との関係で、二重投資を避けたためである。コンビニ交付の対応とシステム更新を2段階で行うと過大な費用がかかるため、システム更新に合わせて実施することとした。

* 他に質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

3 その他

事務局：吉村主幹、舞弓主幹、林田課長補佐、草野、中島

(1) 情報公開・個人情報保護審議会答申書の承認方法の見直しについて

—資料をもとに事務局から説明—

* 質問や意見等はなく、この件に関しては承認される。

(会長) 本日の諮問案件すべての答申書の言い回しについて、会長に一任いただくということ
でよいか。

—各委員了承—

(2)久留米市個人情報保護条例第7条第4項の規定により個人情報取扱業務の登録を一般の閲覧に供する方法の改正について（報告）

—資料をもとに事務局から説明—

* 質問や意見等はなし。

(3)法人から市が保有する同法人に係る情報の開示を求められた場合の対応について（報告）

—資料をもとに事務局から説明—

* 質問や意見等はなし。